

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆東京オリンピックに便乗したあやしい電話にご注意！
- ◆後を絶たない新聞の勧誘トラブル
- ◆コンビニ払いを指示する架空請求に新たな手口



東京オリンピックに便乗したあやしい電話にご注意！

「オリンピック財団」等と称して、多額の東京オリンピックのチケット申込みがあるかのように偽り、個人情報の削除の名目等で金銭を支払わせようとする事業者に係る相談が寄せられています。



突然、オリンピック財団と名乗る人物から「あなたの名前で5名分のオリンピックの入場券が申し込まれていますので、100万円支払ってください」という電話があった。申し込んだ覚えがないことを伝えると、「調査した結果、犯罪グループのリストにあなたの個人情報が載っている。あなたの名前が犯罪に利用された。当財団の弁護士から連絡がある」などと言われた。その後、弁護士を名乗る人物から電話があり、「リストからあなたの個人情報を消すする必要があります。手続きをしてよろしいですか」と言われ、個人情報を削除する名目で50万円請求された。

★アドバイス★

- オリンピック関係者を名のる者から東京オリンピックのチケット申込みや購入等に関する電話があっても、すぐに電話を切るなどして絶対に応じないようにしましょう。
- 事業者が勧誘等の際に、「誰にも相談してはいけない」、「家族にも話してはいけない」などと言うのは詐欺の手口です。
- 個人宅宛てに宅配便等で現金を送付させる事例が見られます。送金先が「個人宅」、「宅配便で現金を送って」は詐欺の手口です。
- 個人情報を削除する等の名目で送金を求められても、決して応じてはいけません。送金をする前にお住まいの自治体の消費生活相談窓口や警察に相談しましょう。



後を絶たない新聞の勧誘トラブル

事例1：購読期間3カ月のつもりで契約したが、

購読契約書には1年と書かれていた

自宅に新聞販売員が来て、強引な口調で勧誘された。むげに断るのは気の毒だと思い、話を聞いて3ヶ月間契約することにした。しかし、契約書をよく見ると3ヶ月間だと思っていた契約が1年間になっていた。解約したい。



事例2：懸賞が当たったと思い受取書にサインしたら、実は新聞の購読契約書だった

新聞社の投げ込み広告で、食事券や温泉などが当たる懸賞があり、応募したことがあった。ある日、訪問してきた業者から食事券を渡されたので、懸賞が当たったと思った。「受け取りのサインが欲しい」と言われ、差し出された書類に住所や氏名などを記入した。あとから控えの書類を確認したところ、新聞の購読契約書だった。



事例3：宅配業者を装って訪問し、強引に新聞の勧誘を受けた

一人暮らしを始めたばかりのマンションに、段ボールを持ち縦縞の服を着た男性が訪問してきた。宅配業者だと思い少しドアを開けたところ、男性が突然ドアを引いて玄関に入って来てしまった。「同じマンションの人も皆とっているから、新聞をとった方がいい。今月いっぱい無料だから」と一方的に言われ、契約するまで帰ってくれそうもないので、契約書にサインしてしまった。



★アドバイス★

● サインをする前に購読契約書に記載された契約期間などをよく確認する

事例1のように購読期間が説明と異なっていたり、さらに悪質なケースでは、事例2のように契約書と分からないようにしてサインをさせるケースもみられます。気軽にサインせず、書面の内容をよく確認しましょう。また、トラブルになったときのために、契約書の控えを保管しておきましょう。

● 不用意にドアを開けない、きっぱりと断る

事例3のように、新聞の勧誘であることを告げずに販売員が訪ねてくるケースもあります。訪問者が誰なのかを確認してから対応するようにし、購読の意思がなければドアを開けてはいけません。また、勧誘を受けた場合に、購読の意志がなければきっぱりと断りましょう。

● 望まない契約はクーリング・オフを

訪問販売で新聞の契約をした場合は、購読契約書の控えを受け取った日を含む8日間はクーリング・オフができます。クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても、販売方法等に問題があったときは解約できる可能性もあります。トラブルになったらお住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談しましょう。



コンビニ払いを指示する架空請求に新たな手口

宮城県消費生活センターでは、「有料サイトの料金が未納なので、料金を支払わないと法的手続を取る」といった電話やメール等が突然届く架空請求に関する相談が依然多く寄せられています。

これまでの架空請求の支払手段としては、クレジットカードや銀行振込のほか、消費者に購入させたプリペイドカードの番号を業者に伝えさせる「プリカ詐欺」がみられました。最近では、詐欺業者が「支払番号」を伝え、コンビニの店頭でその番号を使って料金を支払わせるというコンビニ払い（コンビニ収納代行）の仕組みが、全国で悪用され始めています。



知らない男性から電話があり、「有料サイトの料金が未払いのため、法的措置を取る。和解希望の場合は10万円支払うように」と言われた。コンビニのマルチメディアキオスク端末に、男性から言われた何かの番号を入力して紙を出かし、レジで支払った。コンビニでもらった領収書を見ると、オークションで落札した商品代金を支払ったことになっているようだ。

被害に遭わないためのポイント

- 覚えのない請求や不審だと思ふ請求には、電話やメール等で連絡しないようにしましょう

詐欺業者に電話をかけ直したり、メール等に返信したりすることは自分の電話番号やメールアドレス等の個人情報を教えてしまうことにつながります。

- 詐欺業者に支払番号を伝えられても決して支払わないようにしましょう

もしこのような方法で支払うよう指示されても、不審な取引と考えられますので、決して支払わないでください。

- 支払った後でトラブルに気づいた場合には、早急に支払時の領収書に書かれている事業者へ連絡してみましょう

トラブルに気づいた場合には、早急に領収書に記載された事業者に連絡してみましょう。事業者によっては、何らかの調査等をする可能性もあります。また、同様の被害の拡大防止のためにも、領収書に記載された事業者へトラブルについて申し出ましょう。

- 不安に思ったり、トラブルにあったりした場合は、すぐにお近くの消費生活センター窓口等（消費者ホットライン188）や警察に相談しましょう



★188（いやや！）泣き寝入り 消費者ホットライン★

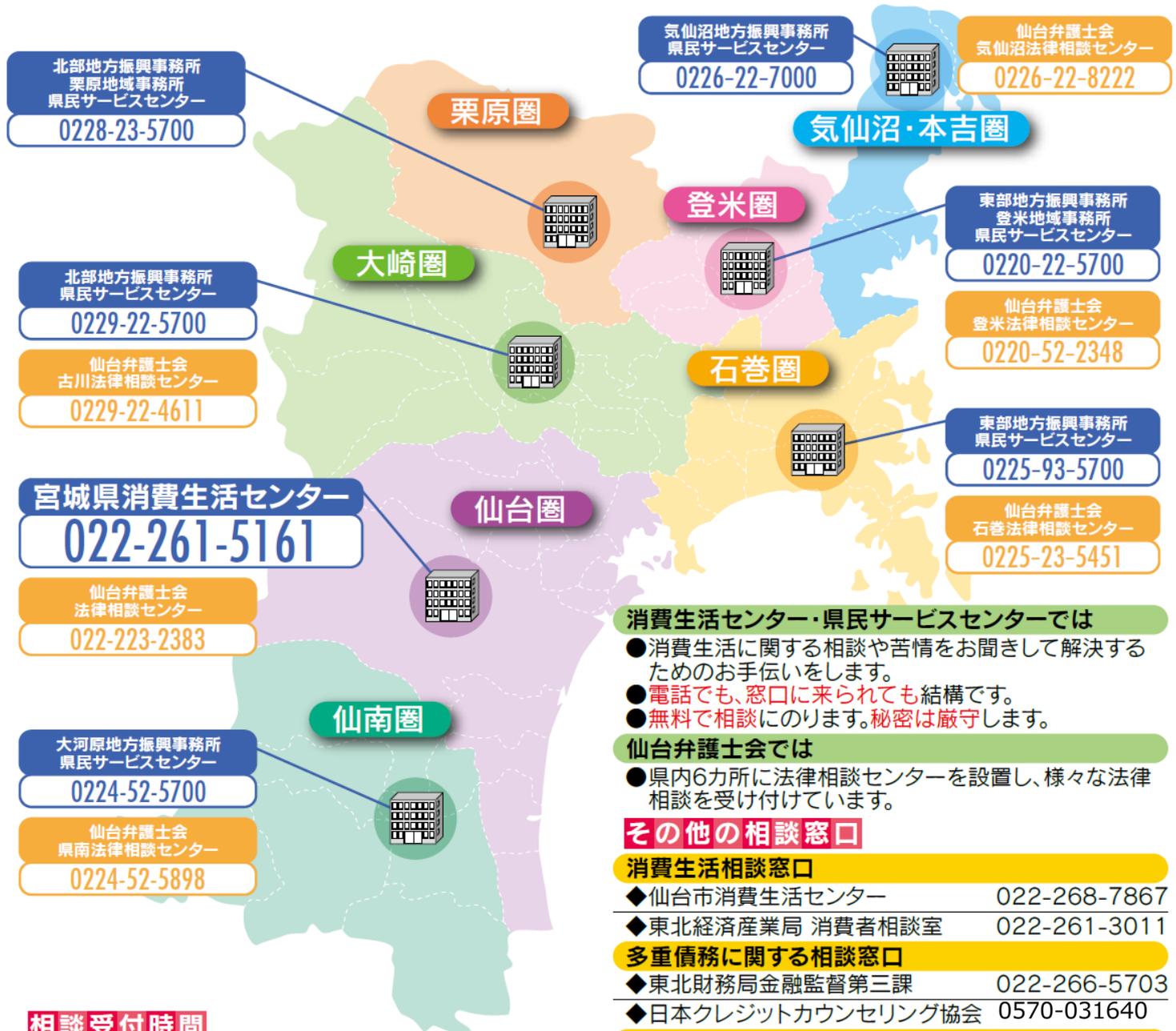
お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
1人で悩まず相談しましょう！



困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

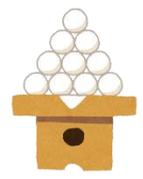
- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

- 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口**
- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
 - ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、本情報誌のバックナンバーをご覧ください。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）